

理容師法施行条例をここに公布する。

理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第2条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 理容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う場合
- (2) 社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、知事が特別の事情があると認めた場合

(平15条例4・追加、平25条例31・一部改正)

(業務を行う場合の衛生上必要な措置)

第3条 法第9条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 作業中は、清潔な外衣を着用し、かつ、顔そり時には清潔なマスクを使用すること。
- (2) 手のつめは常に短くし、客1人ごとに手指の洗浄及び消毒をすること。
- (3) 伝染のおそれのある皮膚病にかかっているときは、従事しないこと。
- (4) 酒気を帯びて従事しないこと。
- (5) 客用の被布は、常に清潔を保つこと。
- (6) 客の耳孔及び鼻孔はそらないこと。
- (7) 毛そりに用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (8) 器具及び化粧品等は、衛生上有害のおそれのあるものは使用しないこと。

(平13条例48・一部改正、平15条例4・旧第2条繰下)

(理容所の衛生上必要な措置)

第4条 法第12条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- (2) 作業場の面積は、当該作業場に設けられた理容いすが1台である場合は9.9平方メートル以上とし、当該いすが1台を超える場合は9.9平方メートルに1台増すごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (3) 皮膚に接する布片及び器具を未消毒のものと消毒済のものに区分して格納することができる設備を設けること。
- (4) 作業場に、洗髪用の流水式の洗浄装置を設けること。
- (5) 天井の高さは、床面から2.1メートル以上とすること。

(平15条例4・旧第3条繰下)

(確認済証)

第5条 知事は、法第11条の2の確認をしたときは、規則で定めるところにより、理容所検査確認済証を交付しなければならない。

2 理容所の開設者は、前項の理容所検査確認済証を理容所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平15条例4・旧第4条繰下)

(手数料)

第6条 法第11条の2の規定による理容所の検査を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、検査1件につき16,900円とする。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

(平12条例2・追加、平15条例4・旧第5条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に法第11条の2の確認を受けた者に対する第4条の規定の適用については、この条例の施行の際現に当該確認を受けた者に交付されている当該確認に係る確認済証を同条第1項の理容所検査確認済証とみなす。

3 この条例の施行の日前に法第11条第1項の規定による開設の届出のあった理容所の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(平12条例2・追加)

附 則(平成12年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条及び第15条の規定 公布の日

附 則(平成13年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第31号)抄

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)附則第1条第1号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(定める日=平成25年10月1日)